

さいたま市水道局告示第47号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第25条の3の2第3項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第2号の規定により告示する。

令和8年4月13日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指定番号及び名称	第1296号 株式会社S. E. C
住所	埼玉県さいたま市北区日進町一丁目494番地22
代表者名	菅原 周三
従前の指定の有効期間満了日	令和8年3月30日
指定の有効期間（更新）	令和8年3月31日から令和13年3月30日まで
指定番号及び名称	第1298号 株式会社月光
住所	埼玉県さいたま市見沼区大字東新井498-1
代表者名	坂本 亮介
従前の指定の有効期間満了日	令和8年3月30日
指定の有効期間（更新）	令和8年3月31日から令和13年3月30日まで